

公正な判決を求める署名

大阪高等裁判所第12民事部 御中



私たち原告はすべての被害者への補償を求め、同じ過ちが再び繰り返されることがないように、被害の実相と国・東京電力の加害責任を明らかにするために、この裁判を起こしました。

原発事故が発生してから10年以上が経過しましたが、原発事故による被害は現在も継続しており、事故そのものも収束に至ってはおりません。この間に私たちが抱えたさまざまな悲しみや苦しみは、どんなに時間が経っても癒えるものではなく、逆に時間が経つほどに心身ともに疲弊し、心に傷を負ったままの原告も多くおります。また、平穏な日々を取り戻すことができないまま、大好きな故郷へ戻れないまま、亡くなった原告もおります。二度と取り戻すことのできない暮らしや人間関係の喪失に心を痛め過ごす日々が続き、原発事故の影響による健康被害や経済的困難など私たちの心配はつきることがなく、心が晴れやかになることはありません。

これまでも困難な避難生活を強いられてきた多くの原告たちは、2017年に住宅の無償提供が打ち切られてさらに困窮を極めるようになりました。ひとたび原発事故が起きれば、誰もが当事者となり、誰もが避難したいと思うでしょう。放射能の恐怖を感じ被ばくを避けるため、とりわけ子どもの命を守るために避難した私たちの行動は、決して特別なことではないのです。裁判官の皆さまには、そのような原告一人ひとりの痛切な訴えに耳を傾け、現状をしっかりと見て理解していただきたい、そして、我が事として考えて欲しいのです。私たち原告のみならず、原発事故による全ての被害者と、将来発生し得る原発事故から人々を救済できるのが司法の力だと信じています。



こちらから京都訴訟団の動画がご覧になれます。原告たちの生の声を聞いてください！



貴裁判所におかれましては、原発事故の実相と原告たちの命と暮らしに向き合い、適正かつ迅速な審理のうえ、国と東電の責任を認めることはもちろん、原告たちの本来守られるべき正当な権利を実現する公正な判決を出されるよう強く要請します。

名前	住所

～あなたから裁判官へ一言メッセージをご記入ください～

取扱団体：

【呼びかけ】 原発賠償京都訴訟原告団／東日本大震災による被災者支援京都弁護士
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会



【集約先】 〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1 コーポ桃山105号 市民測定所気付
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会 TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798



※1次集約11月末日、2次集約2022年2月末日、3次集約5月末日です。上記集約先に送付をお願いします。